

第6-1号（令和8年6月4日）

- 文書の郵送に際し、封筒に誤った住所を記載して発送したことにより、個人情報第三者に漏えいする危険を伴う状況を招いた件について。

【意見表明】

本件にあつては、連絡が必要な事業者への郵便物に貼付する宛名シールを作成する際、当該宛名シールに誤った住所を転記し、再確認等を行わないまま発送したことにより、個人情報が漏えいする危険性を生じさせたものである。

については、個人情報の漏えいが当該個人に及ぼす影響の重大性を改めて認識し、本件事象の再発防止を図るため、適正な事務処理手順及び確認方法について検討の上、業務執行方法の改善を図られたい。

また、送付先の誤りを防止するだけでなく、送付内容と宛先との適合性についても確実に確認できる仕組みを整備するなど、再発防止に向けた実効性のある改善策を講じられたい。